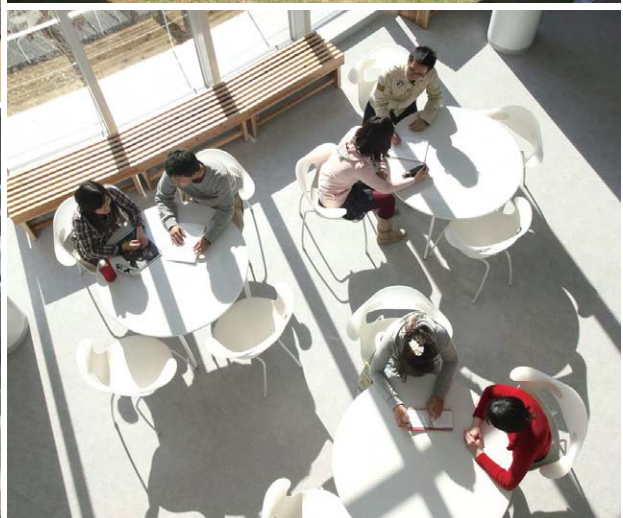


月報私学

11
November
2012
Vol.179

日本私立学校振興・共済事業団広報



麗澤大学は、緑いっぱいの恵まれた自然環境と教育環境の中で、明確な建学の精神を堅持し、開学以来国際的に活躍できるグローバル人材の育成を目指すとともに、地域社会への貢献活動を積極的に展開しています。写真提供：学校法人 廣池学園 麗澤大学(千葉県柏市)

CONTENTS

- 平成25年度 私学助成関係予算の概算要求…………… 2
- 平成25年度 専修学校関係予算の概算要求…………… 5
- 連載⑭ 魅力あふれる学校づくりを目指して
「建学の精神」教育の実質化で大学の魅力づくり…………… 8
- 平成24年度 第2回私学共済事務担当者研修会……………10
- 平成24年度 加入者証等の検認の実施／復興特別所得税の源泉徴収……………11
- 被扶養者認定申請 — ポイントと事例② — ……………12
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十五年 私立学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究案件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

平成二十五年概算要求は、二十四年八月十七日に閣議決定された「平成二十五年予算の概算要求組替え基準について」に基づき行うこととされ、文部科学省全体としては、少子高齢化等の社会構造の変化に対応しながら、フロンティアを切りひらき、創造力豊かな人材と優れた科学技術により日本再生を実現するため、多様な人材を輩出する教育改革の推進、スポーツ・文化芸術の振興、グリーン及びライフ分野を中心とした科学技術の推進に資する施策を未来への先行投資として「特別重点要求及び重点要求」において計上しました。また、学校施設の復旧・耐震化や原子力災害からの復興支援など、被災地の要望等を踏まえつつ、「東日本大震災からの復興基本方針」に基づき、震災・原発事故から復活する施

策を着実に実施するために必要な復興対策にかかる経費を計上しました。これらを踏まえた概算要求は九月七日に提出しました。

このうち、特に、私学助成関係予算については、一般会計では、一五〇億円増の四、四八〇億円（うち重点要求額二五二億円）、また、復興特別会計では、二五三億円増の四四一億円となっており、私学助成全体で四、九二一億円を要求しています。

具体的な内容については、次のとおりです。

一 私立大学等の経常費に対する補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

二十五年概算要求においては、建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を充実します。

特に、「大学改革実行プラン」に基づき、大学教育の質的転換や、特色を發揮して地域の発展を重層的に支える

大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、基盤的経費としての基本性格を踏まえた上で、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する「私立大学等改革総合支

援事業」(左図)を新たに二〇〇億円重点要求(大学等経常費は一二五億円で、一般補助、特別補助の内数)としています。

一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について八一億円増の

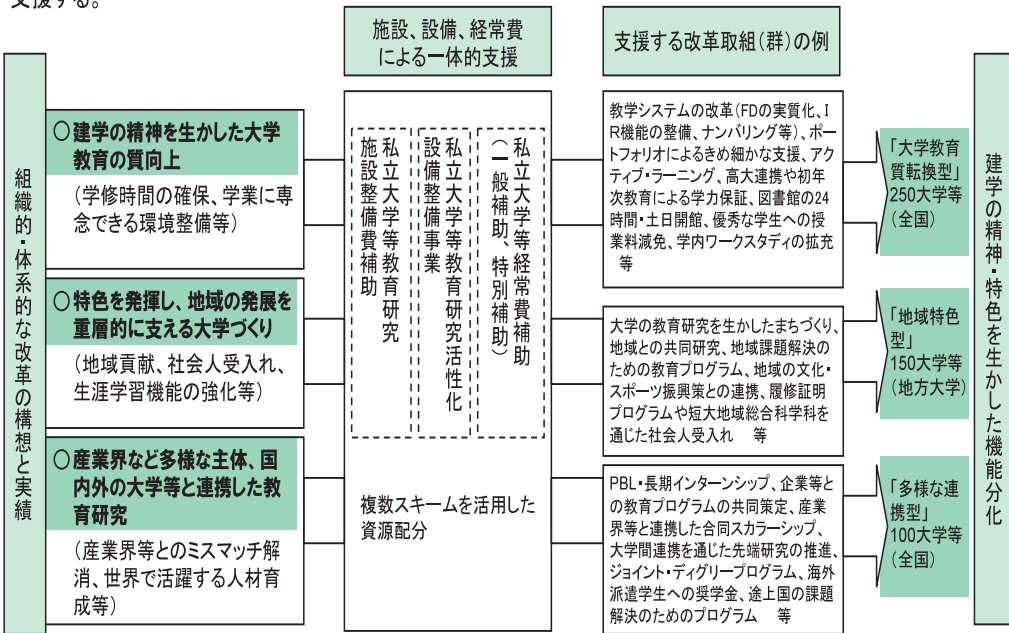
私立大学等改革総合支援事業について

(私立大学等教育研究施設整備費補助、私立大学等教育研究活性化設備整備事業、私立大学等経常費補助)

「大学改革実行プラン」に基づき、大学教育の質的転換や、特色を發揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。

平成25年度概算要求額 200億円

施設・装置 30億円
設備費 45億円
大学等経常費 125億円



二、八七五億円を要求しています。

特別補助では、①大学等の国際交流の基盤整備への支援、②社会人の組織的な受入れへの支援、③授業料減免等の充実や学生の経済的支援体制への支援、④被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助など、我が国の成長を支える人材育成の取組の整備等を図るため、一一億円増の四〇六億円を要求するとともに、復興特別会計においても被災学生への授業料減免への支援など六五億円を計上しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助全体は、八二億円増の三、三四五億円を要求しています。

二 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

二十五年年度概算要求においては、一般補助の生徒等一人あたり単価を増額するとともに、待機児童解消等のため、私立幼稚園における預かり保育推進事業等の子育て支援の一層の充実を図るため、五一億円を重点要求しています。また、グローバル人材の育成のために、教育の国際化を推進する取組や、いじめ問題等に対応し児童・生徒の教

育相談体制の整備を行う私立高等学校等に対する支援を充実するほか、障害のある幼児が在園する私立幼稚園への支援の充実を図ります。

これらを含めた私立高等学校等経常費全体は、二四億円増の一、〇三〇億円を要求しています。

三 私立学校の施設・設備に対する補助

私立学校の施設・設備整備費補助に

ついては、第一に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、学生、生徒等の安全性を確保する観点から学校施設の耐震化が急務となっており、引き続き、耐震化等防災機能強化を推進することが重要となっています。

このため、二十五年年度概算要求においては、各学校法人等の積極的な取組に応えられる耐震化予算を要求し、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」（平成二十四年一月策定）により、

学校施設の耐震補強や非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫・自家発電設備等の防災機能強化等への支援の充実を図るため、復興特別会計を中心に、三六〇億円を要求しています。

その際、耐震補強工事における上限額、下限額の緩和など耐震化の推進に寄与する制度の改善を要求しています。また、私立学校施設の耐震化の一層の加速を支援するため、耐震改修等にかかる長期低利融資の創設等を要求しています。

平成25年度概算要求 私学関係

事項	平成24年度 算額 百万円	平成25年度 要求額 百万円	比較増減 増額 百万円	備考
(1)私立大学等経常費補助	326,326	334,540	8,215	うち、「重点要求」12,549百万円 「復興特別会計」6,517百万円
<p>○概要： 建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。</p> <p>◆私立大学等改革総合支援事業(下記の一般補助及び特別補助の内数) (12,549百万円) 「大学改革実行プラン」に基づき、大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。 ・TA等の支援者・社会人学生・外国人教員等に係る支援 ・学内ワークスタディ等への支援の強化、企業との合同スカラーシップへの支援 等</p> <p>◆一般補助 (287,458百万円) 教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。</p> <p>◆特別補助 (47,082百万円) 我が国の成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備への重点的支援、授業料減免等の充実と、被災地の大学の安定的教育環境の整備を図る。 ・大学等の国際交流の基盤整備への支援 ・社会人の組織的な受入れへの支援 ・授業料減免等の充実や学生の経済的支援体制への支援 ・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助 等</p>				
(2)私立高等学校等経常費助成費等補助	100,538	102,987	2,449	うち、「重点要求」5,132百万円 「復興特別会計」224百万円
<p>○概要： 私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等を補助する。</p> <p>◆一般補助 (89,230百万円) 各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。</p> <p>◆特別補助 (10,926百万円) 各学校の特色ある取組を支援する。 ・幼稚園における預かり保育等の拡充 ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、授業料減免事業 ・防災教育 等</p> <p>◆特定教育方法支援事業 (2,831百万円) 特別支援教育など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。</p>				

なお、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立の大学・短期大学・高等専門学校並びに高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校が行う老朽校舎(築三十年以上)及び危険建物と認定された旧耐震基準で建設された学校施設(昭和五十六年以前の建物)の建替え整備事業、私立大病院の建替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても要求しています。

第二に、前述の「私立大学等改革総合支援事業」を対象として、私立大学等が取り組む大学改革の基盤充実を図るために必要な施

設・装置の整備を支援するため、三〇億円を重点要求しています。

第三に、アスベスト対策工事や身体障害者及び高齢者等の施設利用に配慮したバリアフリー化工事、情報教育や教育・研究の基盤強化などの教育研究機能の高度化のための装置・設備の充実、太陽光発電等の再生可能エネルギー活用に配慮した私立学校施設の整備の推進を支援します。

第四に、専修学校については、非構造部材の耐震対策や防災機能強化のために行う工事、エコ改修等について新たに補助対象となるよう要求し、その他の事業についても専門課程だけでなく高等課程も補助対象になるよう要求しています。

これらを含めた私立学校の施設・設備費全体は、二五五億円増の四七三億円を要求しています。

四 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の二五年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎等の建替え整備事業や東日本大震災による災害復旧事業を含む施設、設備の整備等に対する貸付計画額を六五〇億円とし、その財源の一部として財政融資資金三五五億円を要求しています。

また、三で既に述べたように私立学校施設の耐震化等を促進するため、日

本私立学校振興・共済事業団が実施する長期低利融資制度の拡充等に伴う政府出資金二二六億円を要求しています。

五 私立大学等教育研究活性化設備整備事業

前述の「私立大学等改革総合支援事業」において、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実に図るため、私立大学等の改革取組を設備環境の整備を通じ支援するため、

六 私立学校施設の災害復旧

私立学校施設の災害復旧については、東日本大震災によって被害を受けた私立学校施設を早期に復旧し、学校教育の円滑な実施を確保するために、必要な経費を補助するものです。二十五年度概算要求においては、被災した私立学校施設のうち、津波被害地域、警戒区域等にある復旧事業未着

手等の学校施設の復旧事業に必要な経費として、約一九億円を要求しています。併せて、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立学校を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費を私立高等学校等経費助成費補助において支援するため、約九億円を復興特別会計において要求しています。

事項	平成24年度 予算	平成25年度 要求	比較 増減 額	備考
	百万円	百万円	百万円	
(3) 私立学校施設・設備の整備の推進 (※うち、他局分) 〔他に、財政融資資金〕	21,770 (2,441) 〔54,500〕	47,255 (4,223) 〔35,500〕	25,485 (1,781) 〔△ 19,000〕	うち、「重点要求」 3,000百万円 「復興特別会計」 34,584百万円
<p>○概要：建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」による支援や、長期低利融資制度の拡充を図り、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。</p> <p>◆私立大学等改革総合支援事業(下記の教育・研究装置等の整備の内数) (3,000百万円) 「大学改革実行プラン」に基づき、大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実に図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。 ・私立大学等の組織的・体系的な改革取組を、施設・装置整備を通じ支援する。</p> <p>◆教育・研究装置等の整備 (10,596百万円) 教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。</p> <p>◆耐震化等の促進 (35,976百万円) ・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を支援する。 ・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団が実施する長期低利融資の制度の拡充等を図る。</p> <p>◆私立大学病院の機能強化 (683百万円) 私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援する。</p>				
(4) 私立大学等教育研究活性化設備整備事業	3,147	4,500	1,353	うち、「重点要求」 4,500百万円
<p>○概要：私立大学等が建学の精神と特色を生かした人材育成機能を発揮し、及び大学間連携を進め、もって社会の期待に十分に応える教育研究を強化し、進展させ、私立大学等の教育改革のこれまで以上の新たな展開を図るため、基盤となる教育研究設備の整備に対する補助を実施。</p> <p>◆私立大学等教育研究活性化設備整備事業 (4,500百万円) (私立大学等改革総合支援事業において実施) 私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実に図るため、私立大学等の改革取組を設備環境の整備を通じ支援する。</p>				
(5) 私立学校施設の災害復旧	0	2,792	2,792	うち、「復興特別会計」 2,792百万円
<p>○概要：東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、警戒区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。</p> <p>◆私立学校施設の災害復旧 (1,920百万円) ◆私立学校の教育活動復旧 (872百万円)</p>				
総額 〔うち 重点要求 復興特別会計〕	451,780 (一) (18,783)	492,075 (25,181) (44,117)	40,295 (25,334)	

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

**平成二十五年
専修学校関係予算の
概算要求**

文部科学省生涯学習政策局
専修学校教育振興室

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割は益々高まっています。

平成二十四年五月現在、学校数は三、二四七校、生徒数は約六五万人となっており、特に高等学校卒業等を入学資格とする専門課程（専門学校）の生徒数は約五八万人、専門学校への新規高卒者の進学率は一六・八%と、大学に次ぐ進学先であり、専門学校はわが国の高等教育機関としても重要な一翼を担っています。

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

概算要求の主な概要は次のとおりです。

平成25年度 専修学校関係概算要求について

成長分野等における中核的専門人材
養成の戦略的推進

産業・社会構造の変化やグローバル化等が進む中で、かつてない空洞化の危機を克服するとともに、国際競争力

の強化など我が国経済社会の一層の発展を期すためには、経済発展の先導役となる成長分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人材移動を円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくこ

とが重要です。
このため、「グリーン」「ライフ」「農林漁業」等成長分野における取組を先導する産学官コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のため、専門学校、高等専修学校、大学、短期大学、

1 国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進	25年度 要求額	(24年度当初予算額)
[単位:百万円]		
(1) 中核的専門人材の養成		
○ 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【拡充】 ※ 重点要求 「グリーン」「ライフ」「農林漁業」等成長分野における取組を先導する産学官コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のため、専門学校、高等専修学校、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界・関係団体等の連携を強化し、社会人学生・生徒が自らのキャリアパスを描けるような「学習ユニット積み上げ方式」等による学びやすい学習システムを構築する。 【推進分野等】 環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食・農林水産、クリエイティブ（デザイン、ファッション、アニメ、美容等）、観光、IT（クラウド、ゲーム・CG・自動車組み込み等）、社会基盤整備、中小企業の経営基盤強化、グローバル専門人材育成 など	1,799	(479)
(2) 専修学校の質保証・向上		
○ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究【新規】 専修学校の質保証・向上を図るため、学校評価・情報公開の促進に向けた調査研究、学校評価モデルの実践研究、研修モデルの実証・開発などの取組を総合的に推進する。	25	(0)
(3) 専修学校留学生に対する支援		
○ 専修学校留学生就職アシスト事業【新規】 日本再生戦略の目的である「2020年までに質の高い外国人学生30万人の受け入れ」を達成するため、専修学校における外国人留学生に対する来日の動機づけから就職までを支援し、産業界等との連携の下、留学生受け入れ拡大を図る。	79	(0)
○ 国費外国人留学生制度（専門学校分） 専修学校（専門課程）における国費留学生の計画的受け入れを推進する。	590	(573)
○ 私費外国人留学生学習奨励費（専門学校分含む） 大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関又は我が国の日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援する。 ・大学院レベル 月額65,000円 ・学部レベル 月額48,000円	6,387 の内数	(6,723) の内数
○ 留学生交流支援制度（専門学校分含む） 日本の大学や専門学校等の高等教育機関が実施する1年以内の学生等派遣、または1年以内の留学生受け入れのプログラムに参加する学生等を支援する。 ・奨学金（派遣） 月額 60,000円～100,000円 （受け入れ） 月額 80,000円	7,809 の内数	(2,016) の内数

高等専門学校、高等学校等と産業界・関係団体等の連携を強化し、社会人学生・生徒が自らのキャリアパスを描けるような「学習ユニット積み上げ方式」等による学びやすい学習システムを構築するために必要な経費を計上していただきます。

【推進する分野例】

環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食・農林水産、クリエイティブ（デザイン、ファッション、アニメ、美容等）、観光、IT（クラウド、ゲーム・CG・自動車組み込み等）、社会基盤整備、中小企業の経営基盤強化、グローバル専門人材育成 など

専修学校の質保証・向上に関する調査研究（新規）

専修学校の質保証・向上を図るため、学校評価・情報公開の促進に向けた調査研究、学校評価モデルの実践研究、研修モデルの実証・開発などの取組を総合的に推進するために必要な経費を計上していただきます。

専修学校留学生就職アシスト事業（新規）

日本再生戦略（二十四年七月閣議決定）において、二〇二〇年までに質の高い外国人留学生の受入れを三〇万人にする目標が掲げられ、専門学校においても留学生受入れの目標として二〇一五年までに約四万人とすることが工

(4) 専修学校を活用した地域における職業教育・キャリア教育の推進 [単位:百万円]

○ 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【拡充】（再掲） ※ 重点要求	1,799	(479)
<p>成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業において、高等学校や高等専修学校と大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等、地域の中小企業、医療・福祉施設等との連携による職業実践的なプログラムの開発や、疑似職場体験の機会の提供などを通じた実践的な職業教育の取組等を新たに実施する。</p>		
○ 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム【新規】 (専修学校分含む)	400	(0) の内数
<p>公民館等を中心として行政を含む様々な機関が連携・協働し、様々な地域課題を解決するための先進的な取り組みを支援。これらの取り組みの一つとして専修学校等、NP O、企業・福祉施設等と連携し、中高生等への疑似職場体験の機会提供を通じた実践的な職業教育支援の取組を推進する。</p>		

2 東日本大震災の復興に向けた支援

○ 東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業 ※ 復興庁一括計上	450	(450)
<p>震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力や次代を担う専門人材の育成を推進するため、専修学校・専門高校等の教育機関と地域・産業界との連携により、専門人材育成コース等の開発や就職支援体制の充実強化を図る。</p> <p>(専修学校等における人材育成コース) 【分野】再生可能エネルギー（建築・土木・電気、電気自動車、スマートリッド等）、食・農林水産、観光、介護、医療情報事務、土木・建築・電気など (専門高校における人材育成プログラム) 【分野】農業、工業、商業、水産など</p>		
○ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 (H23～H26までの基金)	—	(—)
<p>被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（高校生修学支援基金）を活用した授業料等減免措置に対する支援する。</p> <p>(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒 ・ 専修学校高等課程・専門課程：修業年限1年以上 ・ 専修学校一般課程・各種学校：原則修業年限2年以上 (補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3) (対象事業) 都道府県において行う授業料等減免事業</p>		<p>平成24年度第3次補正予算 41,057,954千円 の内数</p>
○ 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金 (H23～H26までの基金)	—	(—)
<p>被災3県の学校法人及び準学校法人が設置する私立専修学校・各種学校の安定的・継続的な教育環境の保障、地域の安全・安心や復興への貢献等を図る取組に対して支援する。</p> <p>(対象) 学校法人立及び準学校法人立の専修学校 学校法人立及び準学校法人立の各種学校（修業年限2年以上）</p>		<p>平成24年度第3次補正予算 2,112,564千円</p>
○ 被災した生徒等へのメンタルヘルスケア対応 (専修学校等分含む)	4,010	(4,702) の内数
<p>スクールカウンセラー等の緊急派遣を都道府県等に委託。 ・ 緊急スクールカウンセラー等の派遣 1,300人の内数</p>		

また、変化の激しい国際経済の中で、産業界のニーズに応える実践的な職業教育機関として、国際市場の拡大、中堅・中小企業の海外展開等に対応した厚みのある中間層としての専門人材育

成等について、専修学校の役割が益々期待されており、優秀な外国人留学生を獲得するとともに、卒業後に日系企業へ就職させるなど産業界の中核を担う専修学校の外国人留学生と企業等をマッチングさせる取組の推進が急務

このため、外国人留学生に対しては来日の動機付けと専修学校入学の支援、日本の中小企業及び専修学校に対しては受入体制の整備にかかる支援を行うとともに、専修学校の留学卒業予

定者に対する就職支援等の体系的な取組を推進するために必要な経費を計上しています。

東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るための推進体制を整備し、被災地以外の教育機関等による支援も含め、中長期及び短期専門人材育成コース等の開発・実証・開設や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図るために必要な経費を計上しています。

安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

意欲と能力がありながら経済的に困窮する学生等（専門学校生を含みます）が修学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与できるように、貸与人員の増員及び進学前の「予約採用」枠を拡大するとともに、返還者の状況に応じたきめ細やかな対応など奨学金事業の一層の充実に必要な経費を計上しています。

このほか、二十二年度より措置された高校生等（高等専修学校生を含みます）を対象とした高等学校等就学支援金に必要な経費についても引き続き計上しています。

専修学校の教育内容を充実するための支援策

以上のほか、教育装置や情報処理関係設備の整備費、学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事について補助する

私立大学等研究設備整備費等補助及び私立学校施設整備費補助について必要な経費等を引き続き計上するとともに、新たに、非構造部材の耐震対策や防災機能強化のために行う工事、エコ改修等について、必要な経費を計上し

ています。
また、対象となる全ての事業について、専門課程だけでなく、高等課程も補助の対象となるよう要求しています。

3 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援		[単位:百万円]
○ 大学等奨学金事業の充実 (専門学校分含む)	129,351	(126,669)
※ 「日本再生戦略」における[人材育成戦略]に係る重点要求(一部) ※ 復旧・復興対策に係る経費(一部)	の内数	の内数
意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく予見性を持って安心して修学できる環境を整備するため、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与できるように、貸与人員の増員及び進学前の「予約採用」枠を拡大するとともに、返還者の状況に応じたきめ細やかな対応など奨学金事業の一層の充実を図る。	※上記のうち、重点要求	83,365百万円
	※上記のうち、復旧復興対策	7,512百万円
◆貸与人員 133万9千人 ⇒ 143万9千人 (9万9千人増) ・無利子奨学金 38万3千人 ⇒ 41万9千人 (3万6千人増 (うち新規増2万人)) ・有利子奨学金 95万6千人 ⇒ 101万9千人 (6万3千人増 (うち新規増1万4千人))		
○ 高等学校等就学支援金 (高等専修学校分含む)	160,003	(157,680)
全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、専修学校(高等課程)の生徒については高等学校等就学支援金を支給する。	の内数	の内数
(支給上限額) 年額118,800円(低所得世帯には、さらに59,400円~118,800円を加算して支給) (参考) 専修学校(高等課程) 生徒数: 39,719人(平成24年5月1日現在)		
4 専修学校の教育基盤の整備		
○ 私立学校施設整備費補助金【拡充】	1,415	(397)
対象: 学校法人・準学校法人立の専修学校(専門課程、高等課程) 事業メニュー: ・教育装置・学内LAN装置 170,700千円 ・専修学校防災機能強化緊急特別推進事業(耐震補強)【拡充】 393,503千円 ・専修学校防災機能強化緊急特別推進事業(防災機能強化)【新規】 747,372千円 ・専修学校防災機能強化緊急特別推進事業(バリアフリー推進)【新規】 10,500千円 ・エコキャンパス推進事業(太陽光発電)【新規】 34,200千円 ・エコキャンパス推進事業(エコ改修)【新規】 58,710千円		
○ 私立大学等研究設備整備費等補助金	515	(686)
対象: 学校法人・準学校法人立の専修学校(専門課程、高等課程) 事業メニュー: ・情報処理関係設備 515,480千円		
○ 専修学校教員研修事業等補助	8	(8)
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修に要する経費の一部を補助する。		

魅力あふれる学校づくりを目指して

「建学の精神」教育の実質化で大学の魅力づくり

麗澤大学学長 中山 理

連載 ⑭

麗澤大学の建学の精神

麗澤大学は、昭和十年の建学以来、創立者廣池千九郎の教育理念、すなわち「高い品性と専門性を備え、自分の考えを国際的に発信できる人材の育成が大切である」との考えに基づき、「知徳一体」を建学の精神として掲げ、国際社会を舞台とし、互恵の精神で持続的社会的構築に貢献しうる教養人及び公共人を育成することを目指してきました。「知徳一体」とは、知識と道徳はひとつに調和すべきであり、大学や大学院での学問も、知識と道徳が車の両輪のように機能して、初めて社会に役立つものとなるという理念です。

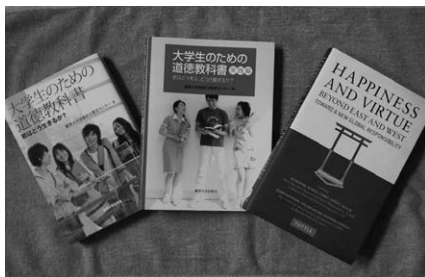
そこで平成十九年、学長を拝命してまず着手したのは、本学の原点に立ち返り、創立者の建学理念の継承と学校現場における具体的展開を自分自身の問題として捉えることでした。その志を実現するため、「建学の精神」教育をより組織的、全学的に展開し、教育・研究に好影響をもたらすような方向で本学のブランド性を高めることを目標に掲げました。

企業倫理研究センターと
道徳科学教育センター

次のステップは、この目標を実現するためのアクション・プランの策定とその実施です。道徳・倫理の分野では、本学はすでに平成十三年、建学の理念の中の「倫理」を企業領域に絞り、ビジネス・エシックス（企業倫理）研究のリーダーを目指す「企業倫理研究センター」を設立し、これまでコンプライアンスやCSRを中心に、様々な面から研究・活動と提言を行ってきました。それに加え、平成二十年、本学開学五十周年記念事業の一環として「道徳科学教育センター」を開設しました。本センターは、建学の精神の根幹を成す道徳・倫理思想を学問的に研究する総合人間学、道徳科学（Morality）に関する教育及び研究を行い、学生の道徳・倫理教育を支援するとともに、広く社会の道徳教育の推進に資することを目的としています。

本センターは、学長自らがセンター長を兼務してリーダーシップを執ることとし、具体的成果としては、すでに理論編の『大学生のための道徳教科書―君はどう生きるか？―』と『大学生

のための道徳教科書《実践編》―君はどう考え、どう行動するか？―』を学生と教員とのコラボレーションで作りました。さらに道徳教育の展開の場としての学生支援活動として、「リーダーセミナー」（学内の全サークル・部の長や学友会メンバーを対象とした教育プログラム）、「寮長セミナー」、初年次教育の一環としての「谷川オリエンテーション・キャンプ（外国語学部）」「社会科学分析入門（経済学部）」の企画・運営支援などを行っています。また、学内で社会的な影響を意識して活動している部やサークル等が集結した学生団体（Reitaku Student Social Responsibility「麗澤大学の学生による社会的責任の追求」）も本センターを活動拠点とし、東日本大震災では学内外で被災地支援活動を展開しています。



センター出版のテキストと英文による海外向け道徳啓蒙書

建学の理念の国際化

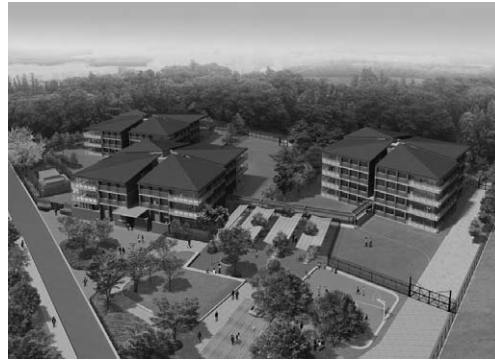
「道徳科学教育センター」は、海外

の高等教育機関と学術提携を結び、建学の精神である倫理・道徳教育に関する共同研究も行っています。一例を挙げれば、アメリカ合衆国マサチューセッツ州のボストン大学の「人格・社会的責任センター」と学術交流協定の覚書を締結し、両国の道徳・倫理思想に関する共同研究プロジェクトを立ち上げました。その所産として今年四月、『Happiness and Virtue beyond East and West: Toward a New Global Responsibility』（『東洋と西洋を超える幸福と美德：新しい地球的責任を目指して』）という一般アメリカ人読者向けの啓蒙書を上梓（じょうし）しました。それを受けて、去る四月五日、ボストン大学教育学部と「人格・社会的責任センター」主催のシンポジウム「グローバル対応力の倫理」に、学長を含めて本学の教授三名がメインスピーカーとして招かれ、それぞれ英語でプレゼンテーションを行いました。

また、本学のオーストラリア提携校、オーストラリアン・カソリック大学（ACU）からも同様の要請を受け、学長と本学教授二名が本書をテーマにした講演を行ったのを始め、さらに今年の十二月には、イギリスのバーミンガム大学教育学部から、エリザベス女王在位六十周年を記念して新設された「品性・価値・ジュビリー・センター」主催の「品性と公共政策」に関する国際会議にスピーカーとして招待されています。

グローバル・ドミトリ

本学の特徴的な教育施設として、現在、来年の四月オープンを目指して、国際寮「グローバル・ドミトリ」の建設が着々と進行中です。本学の学生寮には歴史があり、創立以来、全寮制度が麗澤教育の中核を担ってきました。



学生たちが待ち望む本学こだわりのグローバル・ドミトリ

その後、時代の変化と規模の拡大に伴い、全寮制度から希望入寮制度に移行しましたが、寮生活とは共同生活を通じて自己の品性を向上させる場であるという全寮制度時代からの伝統と「学び」の精神は連綿と受け継がれています。新学生寮には、地方出身の学生や外国人留学生の経済的な支援という側面もありますが、それ以上に人間形成の場として、また国際的な交流の場として、まさに広い意味での「学びの場」としてファンクションするものです。新学生寮は、前述したような歴

助成業務

史と伝統を誇る麗澤教育の中心的機能を尊重しつつ、グローバル化を迎えた二十一世紀の大学教育にふさわしい教育プログラムや「学び」のシステムを具備した「グローバルな学びの共同体」(Global Learning Community) をコンセプトにしています。

建学の精神の「見える化」
— キャンパス・デザインへの反映 —

本学は、「麗澤の森」ともいわれる緑豊かなキャンパスを大切にしています。その礎を築いた創立者のエコロジカルな基本理念「仁草木に及ぶ」(慈しみの心は、人間はもとより植物にも及ぶ)は、現在でも学園の環境を維持する倫理的自然観として機能しています。広さが四六万平方メートル、東京ドームが一〇個も入る廣池学園には、樹木だけでも約一万五千本あるのを始め、その他数多くの植物が育ち、その自然環境が作り出す四季折々の姿は、格好の癒しと学びの空間として、勉学に励む学生たちの心を和ませています。二十三年に完成した新校舎「あすなろ」も、この麗澤の伝統と現代的環境コンセプトである「森(自然)との共生」を調和させ、さらにデザイン性とアメニティーを追求した校舎です。こうしたキャンパスづくりが評価され、この校舎が今年度のグッドデザイン賞を受賞しました。また、「かえで」(1号棟)と「あすなろ」(表紙左下写真参照)を連結するランド・ブリッジ

には、樹木がこの陸橋を遮るように伸びていますが、これも「仁草木に及ぶ」の精神に則り、樹木を伐採せず、ブリッジのほうを削ったからで、まさに本学の建学の精神の「見える化」と言えるでしょう。



「仁草木に及ぶ」見える化のひとつただし、頭に気をつけて!

ISO 26000の活用

最後に、二十二年九月、本学は「社会の持続可能な発展」を図る上での社会的責任を果たすため、国際的通用性のあるISO 26000(多様な組織による採用を前提として作成された社会的責任の国際規格)を活用すること、日本のどこの大学よりも早く公式に宣言しました。出発点は経済学部長を中心とする独創的な教材開発から始まったステークホルダー重視の取り組みでしたが、これをさらに全学的な運動へと高めるため、非公式組織であった作業チームを、全学の「社会的責任推進グループ」を経て、「社会的責任推進委員会」へ格上げした経緯があります。本学は「麗澤大学ISO 26000管理一覽」を作成したうえで、次

の五つの「麗澤課題」を設定しました。

- 課題1 学生基点に立った教育を推進し、学生の成長を助けること
- 課題2 学生基点に立った窓口業務・対応に徹すること
- 課題3 温室効果ガスの削減を図ること
- 課題4 環境の美化・保全に努めること
- 課題5 コミュニティ貢献を持続的に実施すること

すでに本学の取り組みについては、マネジメント・システム規格の専門月刊誌『アイソス』(平成二十三年八月号)に特集記事が掲載されていますが、本学でも独自にISO 26000活用報告書2012『麗澤大学 社会的責任への挑戦』を上梓し、ホームページにも公表しています。

得てして、抽象的理念にとどまりがちな建学の精神をどのように実質化し、グローバル化に対応した教育・研究の場で具体的かつ重層的に展開していくか、私学にとって根幹の命題にチャレンジし続けていきたいと思っています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

中山 理 (なかやま おさむ)
廣池学園 麗澤大学外国語学部長を経て、二〇〇七年より学長。

平成二十四年度 第二回

私学共済事務担当者研修会

一月八日(火)～一月三十日(水)

広報相談センター相談班

初任者を対象とした私学共済制度の業務内容や事務手続きなどの基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します(会場・日程等は下表参照)。詳しくは、十月分掛金納付通知書(十一月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付)」又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」お知らせをご覧ください。

●参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から二名まで
- ・参加は一人一コースのみ

●申し込み方法等

- (1)申込期限
- 開催案内の「平成二十四年度 第二回 私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、十一月三十日(金)【必着】までに共済事業本部へ郵送によりお申し込みください。

●研修内容

私学共済事務の経験がおおむね三年以上以内の人を対象とした研修です。

(1)二日コース

私学共済の共済業務全般(主に資格・短期・長期)について、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

(2)一日コース

私学共済制度の業務の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期の部門ごとに、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な研修を行います。

(2)参加通知

- 参加の可否は、十二月中旬に学校法人等あてにお知らせします。
- ・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
 - ・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

研修会会場・日程等一覧

会場	コース番号	実施日	スケジュール	定員	研修内容
札幌ガーデンパレス	①	1月16日(水)～1月17日(木)	2日	40名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	②	1月29日(火)～1月30日(水)	2日	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	③	1月8日(火)	1日	70名	資格・短期
	④	1月9日(水)～1月10日(木)	2日	60名	共済業務全般
	⑤	1月22日(火)	1日	60名	資格・短期
	⑥	1月23日(水)～1月24日(木)	2日	60名	共済業務全般
	⑦	1月28日(月)	1日	70名	長期
	⑧	1月29日(火)～1月30日(水)	2日	60名	共済業務全般
名古屋ガーデンパレス	⑨	1月9日(水)～1月10日(木)	2日	50名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	⑩	1月8日(火)	1日	40名	資格・短期
	⑪	1月9日(水)～1月10日(木)	2日	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	⑫	1月22日(火)	1日	70名	長期
	⑬	1月23日(水)～1月24日(木)	2日	40名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	⑭	1月16日(水)～1月17日(木)	2日	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	⑮	1月22日(火)～1月23日(水)	2日	60名	共済業務全般

平成二十四年度

加入者証等の検認の実施

加入者証等を正しく使用していただくために

業務部 資格課

加入者証及び加入者被扶養者証（以下、「加入者証等」といいます）の適正な使用を確認するため、私学事業団では毎年一定の期日を定め、加入者証等の検認を行っています。

今年度は、被扶養者再審査を併せて行う東日本ブロック（県コード01～15）と、検認のみを行う西日本ブロック（県コード16～47）に分けて実施する旨を本誌九月号でお知らせしました。

今月号は、西日本ブロックで実施する検認についてお知らせします。

対象者

加入者及び被扶養者
加入者証等の記載内容に変更がないか、あらためて確認をお願いします。
※就職、所得の増加、別居などによって被扶養者の要件を欠いている場合は、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

学校法人等への通知

検認の対象者及び方法については、十一月中旬に学校法人等あてに通知します。

私学事業団への報告

結果については、「加入者証等検認結果報告書」で報告してください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

無効の加入者証等については、「加入者証回収調査票」を送付するなど回収に努めています。が、なかなか回収率が上がりません。

加入者の資格喪失や被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証等は必ず回収し、返納してください。

① 「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等（限度額適用認定証・高齢受給者証を含む）を添付

してください。加入者証等を紛失により添付できないときは「加入者証等返納不能届書」を提出してください。
② 加入者、被扶養者、任意継続加入者が後期高齢者医療制度に加入した後は、本事業団の加入者証等は使用できません。加入者証等は、必ず返納してください。

<加入者被扶養者証>

私立学校教職員共済	【家族】被扶養者	発行番号 1234567890
加入者被扶養者証	平成22年12月1日交付	
記号 13A9999	番号 00001	
カケノコ		
氏名 私学 花子		
生年月日 昭和36年2月20日	性別 女	
認定年月日 昭和53年4月1日		
加入者氏名 私学 太郎		
<small>保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 Tel.03-3813-5321 保険者番号・名称 341130021 日本私立学校振興・共済事業団</small>		

<加入者証>

私立学校教職員共済	【本人】加入者	発行番号 1234567890
加入者証	平成22年12月1日交付	
記号 13A9999	番号 00001	
カケノコ		
氏名 私学 太郎		
生年月日 昭和33年12月30日	性別 男	
資格取得年月日 昭和53年4月1日		
<small>保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 Tel.03-3813-5321 保険者番号・名称 341130021 日本私立学校振興・共済事業団</small>		

<所得税との合計源泉徴収税率>

対象となる所得		税率 (%)
積立貯金の利子所得		20.315 (住民税5%含む)
年金	扶養親族等申告書を提出した人	5.105
	扶養親族等申告書の提出がない人	10.21
	海外居住で課税対象となる人	20.42
脱退一時金		20.42
積立共済年金の年金給付		10.21

復興特別所得税額

源泉徴収する所得税の二・一%相当額

平成二十三年十二月二日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、二十五年から、所得税と併せて復興特別所得税を源泉徴収することとなり、私学事業団に関する次の所得も対象となります。

復興特別所得税の源泉徴収

平成二十五～四十九年分の
所得税に適用されます

事例3 配偶者や子に恒常的な収入があるが、被扶養者の範囲内であるため認定申請したい

給与収入や不動産所得等がある場合でも、恒常的な収入が被扶養者の限度額内であるときは被扶養者として認定されます。

【添付書類】

1	続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）
2	(1) 自営業で事業所得がある人	①所得証明書（所得の種類が確認できる最新のもの） ②確定申告書の写し（税務署の受付印のある最新のもの） (①②のいずれか)
	(2) 不動産所得、利子所得等がある人	
	(3) アルバイトやパート等で給与収入がある人	勤務先の年収見込証明書及び社会保険未加入証明書 (平成24年版「事務の手引」149ページ参照。私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からひな型をダウンロードできます)

事例4 60歳以上の配偶者を被扶養者として認定申請したい

60歳以上の人は、年金（恩給、扶助料も含みます）の受給の有無や年金額等について確認するための書類が必要となります。また、年金以外に恒常的な収入がある場合は、その金額を確認する書類も必要となりますので、**事例3**の収入に関する書類も添付してください。

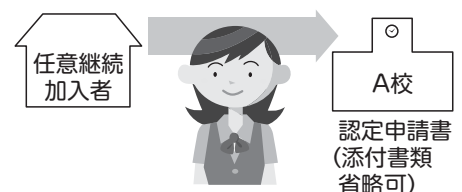
【添付書類】

1	続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①配偶者の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）
2	(1) 年金請求中の場合 (①及び②いずれも)	①年金事務所等が発行した年金見込額が確認できる書類、又は裁定請求書を提出した年金事務所等の名称と概算額を記載した口述書（認定対象者の署名・捺印のあるもの） ②年金額決定後に被扶養者の収入限度額を超える年金の決定があった場合は、さかのぼって被扶養者認定を取り下げる旨の誓約書（加入者の署名・捺印のあるもの）
	(2) 年金受給中の場合	公的年金等の証書の写し（年金額等の記載のあるもの） ただし、年金額が改定されている場合は、最新の改定通知書の写し
	(3) 年金を受給していない場合	公的年金を受給していない旨の口述書（認定対象者の署名・捺印のあるもの） ただし、受給する権利があり、その年金額の全額が停止となっている場合は、最新の改定通知書又は年金支給額変更通知書の写し

事例5 任意継続加入者が再資格取得をしたときの認定申請

私学共済制度の任意継続加入者が再資格取得する場合で、任意継続加入者のときに被扶養者として認定されていた人については、添付書類を省略できます。

この場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に「任意継続加入者からの再資格取得」と朱書きのうえ、任意継続加入者であったときの加入者番号も明記してください。



事例6 加入者が継続資格取得したときの認定申請

前任校から認定されている被扶養者については、そのまま継続して被扶養者認定されます。したがって手続きは必要ありません。

なお、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書」を取消日に在職している学校法人等から提出してください。



被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ② —

業務部 資格課

10月号では、被扶養者になれる人の範囲や収入及び添付書類について「出生に伴う子の認定」と「子の扶養替え」の2つの事例を挙げて説明しました。

今回は、**加入者の資格取得に伴う配偶者や子の被扶養者認定**について説明します。この場合、被扶養者認定の事由発生日は資格取得日となります。申請は、資格取得した日から30日以内に行ってください。



「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②認定対象者自身の恒常的収入が被扶養者の限度額内であるかどうかを確認する書類
- ③夫婦共同扶養に関する書類 [注]

[注] 夫婦共同扶養に関する添付書類

子を申請する場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。その際、源泉徴収票の写し、所得証明書、勤務先の年収見込証明書などで収入を確認します（配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します）。

- ※65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」を「被扶養者認定申請書」と同時に提出してください。
- ※「被扶養者認定申請書」及び国民年金第3号被保険者の届出用紙は複写式のため、私学共済ホームページからダウンロードできません。用紙は、共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求してください。

事例1 前の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続いて配偶者や子を被扶養者として認定申請したい

加入者が他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得をする場合（前の職場を退職した日又は翌日に私学共済制度に加入するとき）で、前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者として認定されていたときは、添付書類を次の書類に代えることができます。

【添付書類】

前の健康保険制度で被扶養者として認定されていたことが確認できる書類

健康保険証、組合員証の写し又は資格証明書など（続柄、生年月日が確認できるもの）

※子のみの認定で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、夫婦共同扶養に関する書類（上記[注]）も必要です。

事例2 配偶者や子に恒常的な収入がないため、被扶養者として認定申請したい

原則として18歳以上60歳未満の人を認定申請するときは次の書類が必要です。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類 (①②のいずれか)	①非課税証明書（最新のもの） ②有効期限の記載のある学生証の写し又は在学証明書（昼間部の在籍及び修了年限が明示されたものに限る） ※大学院生・夜間部・通信教育課程の学生は①に限りません。

なお、最近日本に帰国又は入国したため、非課税証明書が取れないときは、ア及びイの書類が必要です。

ア 非課税証明書が交付されない理由及び国内・国外における収入がない旨の口述書

イ 氏名、生年月日及び出入国年月日の記載されているパスポートの写し又は戸籍の附票



〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

年内の手続き書類の受け付け・処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。

資格関係

- 加入者証等の交付及び資格関係の確認通知書は、**12月13日(木)**受付分までを年内に発送する予定です。
- 資格取得・喪失は、**12月19日(水)**受付分までを12月分の掛金で調定する予定です。 **【資格課】**

短期給付関係

- 短期給付関係の請求は、**12月7日(金)**受付分までを年内に送金する予定です。 **【短期給付課】**

貸付関係

- 年内最終送金(12月25日〈火〉)の貸付申し込みは、**11月30日(金)**が締め切りです。 **【貸付課】**

上記の受け付け及び処理は、書類等に不備がないことを前提としています。

年末の業務は**12月28日(金)**までとなっていますので、書類等は期限に余裕をもって提出してください。

児童手当拠出金の納付対象基準額が決定しました

平成24年の定時決定による基準額は、**182万円**となりました(前年183万円)。10月調定時に長期給付にかかる標準給与の月額合計が182万円以上となる学校法人等については、24年10月分から25年9月分までの間、掛金とあわせて児童手当拠出金を納付することになります。納付額については、「**掛金・児童手当拠出金納付通知書**」で通知します。

なお、定時決定時の基準額により納付対象となった学校法人等は、その後に長期給付にかかる標準給与の月額合計額が基準額を下回ることも、その期間内においては、児童手当拠出金を納付することになります。

【掛金課】

加入者証等の検認及び被扶養者再審査の提出期限(東日本ブロック 県コード01~15)

加入者証等の検認及び被扶養者再審査の報告書は、**11月15日(木)**までに提出してください。 **【資格課】**

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間は、いずれも**11月1日(木)**から**11月30日(金)**までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。 **【保健課】**

月報私学10月号の訂正

本誌24年10月号(VOL.178号)の「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」報告書の概要」の記事において誤りがありましたので、おわびして下記のとおり訂正します。

3頁 1段目終わりから10行目

誤「退職時まで」 正「退職後まで」

2段目始めから5~6行目

誤「仕組みにより」 正「仕組みより」

11月の共済業務スケジュール

1日(木)	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 10月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 12月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金 10月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 11月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付 12月25日送金申し込み締め切り 掛金 10月分納期限 積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み締め切り

12月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 11月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

人事異動

〔 〕内は前職

◆本部職員（平成24年10月1日付）

総務課長

兼総務課課長補佐事務取扱

堀 敏 明

〔総務部参事（総務担当）〕

補助金課長

田 中 裕 介

〔総務課長〕

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、全国の学校法人等あてに送付しています。個人の購読希望については受け付けていません。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださいますようお願いいたします。

また、私学事業団ホームページ▶刊行物▶月報私学にも掲載していますので、ご覧ください。

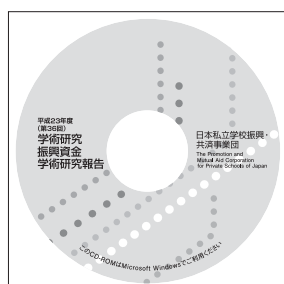
助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

「平成23年度学術研究振興資金学術研究報告」を作成しました

平成23年度に交付した「学術研究振興資金」の74研究課題及び「若手研究者奨励金」の20研究課題について、その研究成果を取りまとめ、「平成23年度学術研究振興資金 学術研究報告」(CD-ROM)を作成しました。

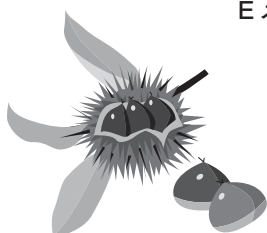
一般の研究者の方などで、当該「学術研究報告」の送付をご希望される場合は、助成部寄付金課までお気軽にお問い合わせください。



助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp



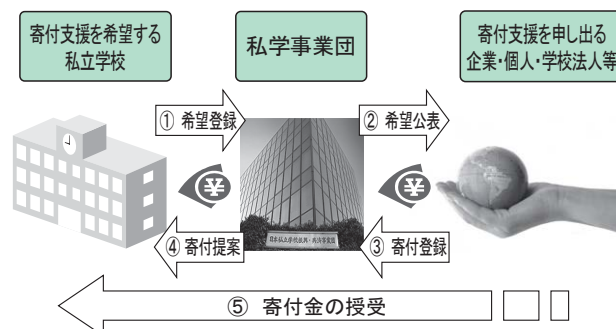
被災された私立学校へ寄付サイト「私学支援ポータルサイト」のご案内

東日本大震災により被災された私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学等への寄付金を橋渡しするため、私学事業団のホームページに「私学支援ポータルサイト」を開設しています。このサイトは、被災地の私立学校を支援できる環境を構築するための情報を収集し、企業等の法人又は個人と被災した私立学校をマッチングさせて、寄付金の授受を可能にします。また、インターネット経由で寄付金を募集することや、申し込みを行うことができます（下記、「支援の流れ」参照）。

本年10月1日までに45法人に対して、総額2,297万円の支援が実現しています。

詳しい内容につきましては、私学事業団ホームページ▶私学支援ポータルサイトをご覧ください。

◇支援の流れ



助成部 寄付金課

☎03(3230)7317・7318

Eメール shien-ps@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京都市指定名勝の建物と庭園をお楽しみください



かつて白河天皇により建立された法勝寺があったとされる洛東・岡崎法勝寺町。その地に佇む京都宿泊所「白河院」は、明治から昭和初期にかけて活躍した建築界の重鎮・武田五一による設計の数寄屋造り（旧館）と、七代目小川治兵衛によって作庭された池泉回遊式の庭園を有しています。両巨匠の力作の競演をぜひお楽しみください。



本格的京会席コース

四季折々の季節感を生かした本格的な京会席を、日本庭園と大正時代の数寄屋建築でお楽しみください。

1泊2食 1名様

12,495円・13,650円・14,805円

※夕食の内容により、上記の3コースのいずれかをお選びいただけます。

京都 白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅より市バス5号系統「岩倉」行きで「法勝寺町」下車すぐ)

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成24年11月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.5	年% 0.8	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.6	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間を含めて最大20年）・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp